

令和3年1月25日
近畿経済産業局
電力・ガス事業課

供給計画（ガス導管事業）作成上の注意点について

供給計画の作成にあたっては、「供給計画及び製造計画届出書の記載要領（令和3年1月資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室）」を参考とするとともに、本注意点についても参考としてください。

1. 提出方法に関する注意点

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が提出する書類は、以下のとおりとなります。

	一般ガス導管事業者	特定ガス導管事業者
供給計画届出書 (様式第60)	○	○
第1表	○	○
第2表	○	×（作成不要）
第3表	○	×（作成不要）
第4表	○	○
第5表	● 事業者が自ら製造設備を維持し、及び運用している場合に作成すること。ただし、ガス小売事業を兼業している場合は、様式15第6表に記載し、ガス導管事業者として、該当する事項がない場合は、事業者名のみ記載してください。	● 事業者が自ら製造設備を維持し、及び運用している場合に作成すること。ただし、ガス小売事業を兼業している場合は、様式15第6表に記載し、ガス導管事業者として、該当する事項がない場合は、事業者名のみ記載してください。
第6表	○	○
第7表	○	○
第8表	● 5万分の1以上の縮尺で日本産業規格A3又はA4の用紙1枚で第7表を作成している場合で、主要導管図に図示する事項、記載する事項を記載している場合は、第	● 5万分の1以上の縮尺で日本産業規格A3又はA4の用紙1枚で第7表を作成している場合で、主要導管図に図示する事項、記載する事項を記載している場合は、第

	8表に代えることができます。	8表に代えることができます。
--	----------------	----------------

2. 供給計画届出書に関する注意点

- ① 宛先は、「近畿経済産業局長 殿」または、「近畿経済産業局長 ○○ ○○ 殿（○は局長名）」と記載してください。近畿経済産業局長名は、下記 URL をご確認ください。
URL <https://www.kansai.meti.go.jp/kyokucho.html>
- ② 届出するガス導管事業者の住所、氏名（名称及び代表者の氏名）について、「氏名（名称及び代表者の氏名）」欄には、代表者役職も忘れずに記載してください。
- ③ 本文中「ガス事業法第56条第1項（同法第81条第1項）の規定により」について、一般ガス導管事業者は「ガス事業法第56条第1項の規定により」、特定ガス導管事業者は「ガス事業法第81条第1項の規定により」と記載してください。（様式どおり「ガス事業法第56条第1項（同法第81条第1項）の規定により」でも問題ありません。）

3. 各表に関する注意点

- ① 各表の事業者名は、「株式会社」等省略せずに記載してください。
- ② 第2表「普及計画」について
 - (ア) 「市区町村名」右欄の空欄には市区町村名を、供給区域が2以上の市区町村にまたがる事業者の合計シートは「合計」と記載してください。
 - (イ) 既存の供給区域の「供給区域内ガスマーター」及び「導管延長」の「対前年度伸び率」は、「n年度の値」－「n－1年度の値」÷「n－1年度の値」で算出した値（小数点第1位（小数点第2位四捨五入）まで）を記載してください。
 - (ウ) 「行政区域面積」、「供給区域面積」、「供給区域内ガスマーター対前年度伸び率」、「供給区域内全体普及率」及び「導管延長対前年度伸び率」は、小数点第1位（小数点第2位四捨五入）まで記載してください。
- ③ 第3表の供給区域外開発区域は、市区町村ごと（区にあっては包括する市の合計も含む）の合計、事業者の合計を記載してください。また、第7表においても位置を記載してください。
- ④ 第4表「託送供給用設備計画」について
 - (ア) 【ガス導管】<主要導管設置等計画>は、主要導管（施行規則第52条に規定する輸送導管及び、ガス導管事業者間を接続する導管について、供給計画期間内に設置、改修、休止、廃止に着手するものを記載してください。
 - (参考) 輸送導管（ガス事業法施行規則第52条）
 - (1) 製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場からガスを輸送する導管であって、その内径及びガスの圧力が当該導管の始点におけるものと同一である範囲のもの
 - (2) 内径が300mm以上であり、かつ、ガスの圧力が1.5MPa以上である導

管

- (3) 内径が500mm以上であり、かつ、ガスの圧力が1MPa以上1.5MPa未満である導管
- (イ) 【託送供給用施設等建設予定】は、供給所、導管、供給センター、導管事業所、通信設備について、記載してください。「整圧器」の新設等は、託送供給用施設等の「導管（製造所等からガスを受け入れる地点と供給所又は供給所間若しくは、供給所とガス消費機器との間の導管及びこれに付属するガス遮断装置その他のガス工作物）」にあたります。
- (ウ) 【ガス導管】<主要導管設置等計画>、【ガスホルダー】<ガスホルダー設置等計画>及び【託送供給用施設等建設予定】に記載したものは、建設予定地等を第7表に図示してください。

⑤ 第7表「供給計画図」について

(一般ガス導管事業者)

- (ア) 第3表「供給区域外開発区域」がある場合は、その外周を色線で囲み図示するとともに、第3表に記載の供給区域外開発区域の番号、戸数及び供給開始年度を記載してください。
- (イ) 「導管」は、次のもの忘れずに図示してください。
- ① 既設の主要導管及び第4表<主要導管設置等計画>に記載している主要導管も図示（内径（mm）、圧力（MPa（最高使用圧力）））してください。
 - ② 供給区域内において、70戸以上のガス需要が見込まれる地区、第3表「供給区域外開発区域」に対する導管も年度別に図示（導管ごとの一連番号、内径（mm）、圧力（MPa））してください。なお、30戸以上のガス需要が見込まれる地区の主たるものについて記載することも可能です。
 - ③ 初年度の開始前に設置している導管（「供給計画及び製造計画届出書の記載要領」p30の4.ハ.（1）～（4））の位置も図示（内径（mm）、圧力（MPa））してください。

(ウ) 初年度の開始前に設置している導管に設置する「地区整圧器」の位置も図示してください。

(特定ガス導管事業者)

- (エ) 「導管」は、既設の主要導管及び第4表<主要導管設置等計画>に記載している主要導管も図示（内径（mm）、圧力（MPa（最高使用圧力）））してください。

⑥ 第8表「主要導管図」について

- (ア) 主要導管は、「初年度の開始前に設置又は着手している主要導管（特定ガス導管事業者は本支管を含む）」、「第4表<主要導管設置等計画>に記載している主要導管（特定ガス導管事業者は本支管となる「導管延長」の計画含む）」、「主要導管以外の導管（任意）」を図示してください。また、他のガス導管事業者と接続する導管

は、内径（mm）、圧力（MPa（最高使用圧力））及び平常時におけるガスの流れ
る方向を矢印で示してください。

- (イ) 他のガス導管事業者との連結点は、名称を記載し、他のガス導管事業者名も記載し
てください。
- (ウ) 主要導管に設置する地区整圧器のうち主たるもの的位置を図示してください。
- (エ) なお、第7表に、第8表に記載する事項を記載する場合は、第7表を第8表と兼ね
ることが可能です。